

鹿児島県からの お知らせ



店舗等のバリアフリーのための 福祉のまちづくり施設整備資金

鹿児島県福祉のまちづくり条例に基づき高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう公共的施設※1を整備しようとする中小企業者及び組合の方のための施設整備資金(設備資金)です。

1 融資対象となる整備事業

① 新築等整備事業

公共的施設の新築、新設、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え、用途の変更をしようとする者が、当該公共的施設を整備基準※2に適合させるために行う整備事業

② 改修整備事業

公共的施設を所有し、又は管理する者が、当該公共的施設を整備基準に適合させるために行う整備事業

2 融資条件

① 融資限度額

4,000万円

② 融資利率

融資期間に応じて年2.15%～3.10%

③ 融資期間

10年以内(据置18ヶ月以内)

3 融資の流れ

県障害福祉課から整備事業計画の融資対象認定を受けたあと、融資を取り扱う金融機関を定め、商工会議所又は商工会等に申し込んでください。保証承認の通知がありましたら金融機関の窓口で借入手続きをとってください。

※1 公共的施設：物品販売施設、飲食施設、病院、診療所、宿泊施設、理・美容所などの多数の者が利用する施設をいいます。

※2 整備基準：公共的施設の出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレなどについて、高齢者や障害者の方などが安全で快適に利用できるようにするために必要な基準です。(例：自動ドア、エレベーター、車いすが通れるスロープ、点字ブロック、手すり等)整備基準に適合している公共的施設は「福祉のまちづくり条例適合証」の交付を申請できます。

お問い合わせ先

鹿児島県 保健福祉部 障害福祉課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL099(286)2111(内線2746) FAX099(286)5558

自殺対策について

知っていますか

我が国では、1998年に年間自殺者数が3万人を超える現在も同じ水準のまま推移しています。この数は交通事故で亡くなる人の約4倍もの数に相当します。また、諸外国と比べても、日本の自殺率の高さは世界で10番以内に入ります。

自殺対策基本法が成立しました

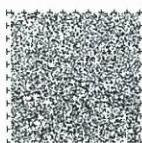
こうした高い自殺率に対して、国や地方自治体はこれまで様々な対策や取り組みを実施してきました。また、2006年10月には「自殺対策基本法」が施行されました。

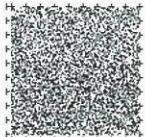
法律の中で、自殺は「社会的な問題」として位置づけられ、精神保健分野における自殺予防の取り組みだけでなく、未遂者・遺族ケアを含め、社会全体で自殺対策に取り組むことが定めされました。

一人で悩まないで…

県では、こころの健康づくりや多重債務、いじめの問題など、あなたの悩みにお答えする様々な相談窓口があります。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/kenko-iryo/utu/index.html>





Q

心のバリアフリーって何ですか？

A 心理的な障壁(バリア)をなくす(フリー)ことです。

バリアフリー化を推進するため、国が立法措置を講じてから建築物・施設・駐車場・道路・公園・車両等のハード面において、バリアフリー化が進められてきました。

しかし、障害者等に対する理解についてはどうでしょうか。障害等のない人も、何かしら心にバリアをつくっていませんか。無理解や誤解、挫折感や孤独感等によってつくられた心のバリアに気付いてください。

身体・精神・知的障害者のほか、高齢者・妊娠婦・乳幼児連れの方・傷病人など世の中には様々な助けを必要とする方がいらっしゃいます。

お互いを正しく理解し合い、個性を尊重し、助け合って生きていく社会が必要です。周囲に关心を持ち、積極的に声をかけ、助けを求め、触れ合うことが心のバリアフリーの第一歩です。



VOL.14 平成19年9月30日発行

「バリア」の逆は「ありば」。

バリアフリーな社会を築くために、本誌はバリア反対!の意を込めて、

「ありば」というタイトルにしました。

みんなに住みよいまちを、みんなで築くために。

人と人のバリアフリーコミュニケーションを紹介する広報誌、

それが「ありば」です。

[感想をお寄せください]

鹿児島県保健福祉部障害福祉課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL099-286-2111(内線2746) FAX.099-286-5558

[E-mail] shougai@pref.kagoshima.lg.jp

[URL] <http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/index.html>

営利を目的とする場合を除き、この本をそのまま読むことが困難な方のために、「録音図書」「拡大写本」等の読書代替物への媒体変換を行うことは自由です。製作の後は上記障害福祉課へご連絡ください。

視覚に障害を持つ方のために、本誌の点字版及び録音図書を鹿児島県視聴覚障害者情報センター(鹿児島市小野一丁目1-1 ハートピアかごしま3F TEL.099-220-5896)に備え付けてあります。

